

議案第8号

富津市治山事業分担金徴収条例の制定について

富津市治山事業分担金徴収条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月24日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、治山事業を実施するに当たり受益者から分担金を徴収するため、条例を制定するものである。

富津市治山事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、市が施行する治山事業に係る分担金（以下「分担金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 治山事業 林業関係事業補助金交付要綱（昭和33年千葉県告示第56号）別表に規定する小規模治山緊急整備事業をいう。

(2) 受益者 治山事業により特に利益を受ける者をいう。

(分担金の総額等)

第3条 分担金の総額は、治山事業に要する費用の額から当該事業に係る県の補助金の額を控除した額に100分の50を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額とする。

2 受益者から徴収する分担金の額は、治山事業の施行による受益者の受益の程度を勘案して市長が定める。

3 市長は、前項に規定する分担金の額を定めたときは、速やかに当該分担金の額等を受益者に通知するものとする。

(分担金の徴収)

第4条 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 受益者は、市長が指定する期限までに分担金を納めなければならない。

(分担金の額の変更等)

第5条 市長は、治山事業に係る計画の変更その他の理由により分担金の額に変更が生じたときは、速やかに受益者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により分担金の額を変更した場合において、既に徴収した分担金の額に過不足を生じたときは、その差額を受益者から追徴し、又は受益者に還付するものとする。

(分担金の減免等)

第6条 市長は、災害その他やむを得ない理由により受益者が分担金を納入することが困難であると認められるときは、当該分担金を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、分担金の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。